

はじめに（第9回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて18年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月から令和元年7月まで、2年ごとに8回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示すものであり、本報告書はそれに続く第9回の検証結果を公表するものである。

第9回の迅速化検証においては、後記のとおり、第6回以降の検証方針に従い、統計データ¹の分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとした。しかし、令和2年、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、緊急事態宣言が発出されて社会経済活動が抑制される未曾有の事態の中、裁判所も、業務を大幅に縮小して多くの裁判期日を取り消すという前例のない対応を余儀なくされ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が裁判に大きな影響を与えたことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた実際の対応状況や、統計や裁判運営に与える影響について検証を行うこととし、東京都の感染状況が深刻であったことも踏まえて東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁（以下、併せて「東京地家裁本庁」ということがある。）を対象として調査を行った。第9回の迅速化検証では、東京地家裁本庁の令和2年の月ごとの統計データを用いて、新型コロナウイルス感染症の影響を分析するとともに、東京地家裁本庁で実施した調査結果も踏まえながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた裁判所の対応を整理、報告している。

その上で、これまでの検証と同様に、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、併せて最新の統計データに基づく検証を行っている。

また、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件等について、それぞれ2か所で、裁判所、検察庁（刑事通常第一審事件のみ）及び弁護士会に対して、実情調査を実施することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、令和2年前半に実施することを予定していた実情調査の中止を余儀なくされた。その後、感染防止の観点からウェブ会議システムを利用しながら、それぞれ1か所のみを対象に実情調査を実施した。実情調査では、主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有及びその前提となる期日間準備の現状と課題や、合議体による審理の現状と課題などを、刑事通常第一審事件については、公判前整理手続の長期化要因や、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策などを、家事事件等については、調停期日における調停運営の現状とより合理的かつ効果的な調停運営に向けた課題や、人事訴訟の合理的かつ効果的な審理の在り方に関する現状と課題などを取り上げているが、新型コロナウイルス感染症の影響等も併せて取り上げている。

第9回の迅速化検証の結果の詳細は、次章以降をご参照いただきたいが、令和2年4月の緊急事態宣言が発出されて社会経済活動が抑制される中で、多くの裁判所で業務を縮小し、緊急事態解除宣言後、段階的に業務を再開し、その後、感染拡大の防止と司法機関としての機能の維持の両立を図るべく、期日運営においても効果的な感染防止対策を徹底しつつ、できる限り裁判業務を継続しており、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、その中で、これまで取り組んできた課題が改めて浮き彫りになった面がある一方で、

¹ 本報告書において分析に利用した統計データは、出典を示したもののほかは、令和3年4月15日現在のもの（なお、第8回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、令和2年（1月から12月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、司法統計に基づいている。

令和2年4月の緊急事態宣言時の経験も生かした裁判手続の運営上の工夫や取組が行われていることも明らかになった。こうした工夫等がみられた中で、迅速かつ充実した裁判に資するものがないか考えていくことが今後の迅速化検証につながるであろう。

なお、第9回の迅速化検証結果の公表に向けて、検証検討会を計3回開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、令和2年7月14日に予定されていた検証検討会の中止を余儀なくされたこともあったが、その後は、ウェブ会議システムを利用しながら開催した（検証検討会の開催状況、各回における議論のテーマ等は【表】のとおりである。）。

また、第1回から第5回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第3回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第4回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第5回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後10年の節目を迎え、迅速化法附則3項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとしている。

【表】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第63回	令和元年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回検証の進め方について ・民事・刑事・家事の実情調査の実施方針について
	令和2年7月14日	延期
第64回	令和3年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について ・民事・刑事・家事の実情調査の結果について
第65回	令和3年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回検証報告書案について